

近畿島根県人会会則

- 第1条 この会は、近畿島根県人会といい、この会の所在地及び事務局を大阪市北区西天満3丁目13番18号 島根ビル2階 島根県大阪事務所内におく。
- 第2条 この会は、近畿地方に在住する島根県出身及びその縁故者をもって組織する。
- 第3条 この会は、会員相互の親睦と福祉の増進を図り、あわせて郷土の発展に寄与することを目的とする。
- 第4条 この会の会員を分けて特別会員と普通会員とする。
2 特別会員は理事会でこれを推せんし、普通会員は会員1名の推せん書を付し、別に定める入会申込によってこの会に入会することができる。
- 第5条 この会に以下の役員を置く。
理事若干名、監事若干名、顧問若干名、参与若干名
- 第6条 この会の役員は、総会において会員の中からこれを選任する。
2 理事の互選により、会長1名、副会長若干名を置く。
- 第7条 会長は、この会を代表する。
2 副会長は、会長を補佐し会長事故ある時は、その職務を代理する。
- 第8条 理事は、理事会を組織し、会務を処理する。
- 第9条 参与は、会長から諮問を受けた事項及び本会の運営と重要な事項について、理事会に意見を述べるができる。
- 第10条 監事は、会務を監査し、総会においてこれを報告する。
2 監事は、理事会において意見を述べることができる。
- 第11条 役員任期は2箇年とする。
- 第12条 この会は、毎年1回会長の招集をもって定期総会を開き、必要がある時は臨時総会を開く。

第13条 この会の経費にあてるため、普通会員は毎年3,000円を納めなければならない。ただし、参与は会費を免除することができる。

2 2箇年引き続き会費を納めない場合は、退去者とみなすことができる。

第14条 この会の会計は、毎年7月1日に始まり、翌年6月30日に終わるものとする。

第15条 この会は、毎年1回会報を発行し、会員にこれを頒布する。

附 則 この会則は、昭和38年11月17日から施行する。

この会則は、昭和40年10月17日から施行する。

この会則は、昭和49年 1月 1日から施行する。

この会則は、昭和51年 1月 1日から施行する。

この会則は、昭和59年 1月 1日から施行する。

この会則は、平成元年 9月 4日から施行する。

この会則は、平成 7年11月12日から施行する。

この会則は、平成21年 7月30日から施行する。

この会則は、令和 2年11月13日から施行する。